「指定居宅介護支援」重要事項説明書

居宅介護支援事業所　栃の実荘

当事業所は介護保険の指定を受けています。
（那須塩原市指定 第 0972500136 号）

当事業所はご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

○ご利用者の心身の状況やご利用者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。

○ご利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

○必要に応じて、事業者とご契約者又は利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1．事業者……2
2．事業所の概要……2
3．事業実施地域及び営業時間……2
4．職員の体制……2
5．当事業所が提供するサービスと利用料金……3
6．サービスの利用に関する留意事項……6
7．苦情の受付について……6

１．事業者

（１）法人名　　社会福祉法人　邦　友　会

（２）法人所在地　　栃木県大田原市北金丸 2600 番地 7

（３）電話番号　　0287－20－5100

（４）代表者氏名　　理事長 高木　邦格

（５）設立年月　　平成 5 年 9 月 17 日

２．事業所の概要

（１）事業所の種類　指定居宅介護支援事業所

（２）事業の目的　要介護状態にある高齢者及び家族に対し、適正な指定居宅介護支援事業の提供

（３）事業所の名称　居宅介護支援事業所　栃の実荘・平成 11 年 10 月 1 日指定
那須塩原市　0972500136 号

（４）事業所の所在地 栃木県那須塩原市井口 533 番地 20

（５）電話番号　　（0287）37－1184

（６）事業所長（管理者）氏名　主任介護支援専門員　佐藤　房子

（７）当事業所の運営方針　在宅の要援護者等が、日常生活を営むために必要な総合的なサービスを利用者及び家族が適切に利用できるように、同意を得て、居宅サービス計画を作成し、その実施が確実にまた、効率的に実施されるように、各関係機関等と便宜を供与し、生活の質の向上を目指し、気軽に相談できる施設を目指す。

（８）開設年月　　平成 12 年 4 月 1 日

３．事業実施地域及び営業時間

（１）通常の事業の実施地域　那須塩原市

（２）営業日及び営業時間

営業日	年中無休　※ただし 12 月 31 日～1 月 3 日までを除く
受付時間	月～日・祝日　　8 時 30 分～17 時 30 分　(24 時間) 電話等により常時連絡可能
サービス提供時間帯	月～日・祝日　　8 時 30 分～17 時 30 分

（３）営業日及び営業時間以外の相談受付

通常の営業日及び営業時間以外に、緊急等の事情によりご相談がある場合、下記の携帯電話にて 24 時間連絡できる体制を整備しております。

連絡先：０８０（８７０８）８６０９

４．職員の体制

当事業所では、ご契約者又はご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1．事業所長（管理者）	1		0.1		管理業務 居宅サービス計画作成、管理
2．介護支援専門員	3		2.9		居宅サービス計画作成、管理

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。
（例）週 8 時間勤務の介護支援専門員が 5 名いる場合、常勤換算では、1 名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）となります。

5．当事業所が提供するサービスと利用料金（契約書第 3 条～10 条参照）

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。
当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者又はご利用者の利用料負担はありません。

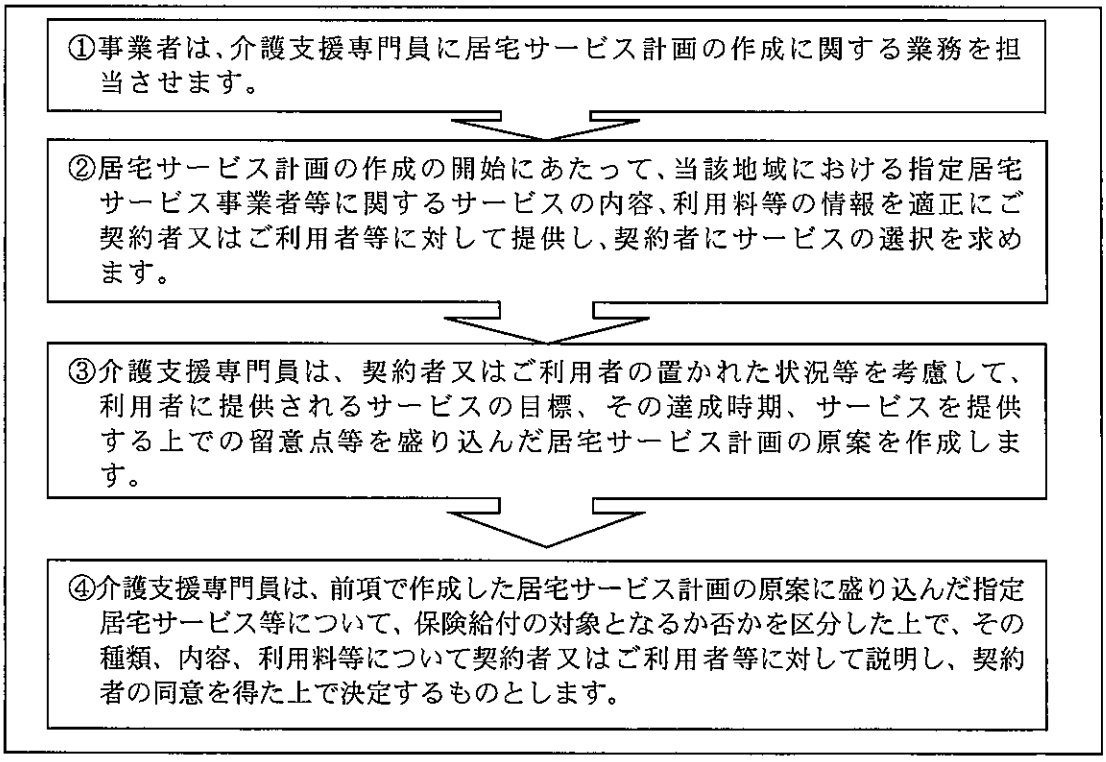
（1） サービスの内容と利用料金

＜サービスの内容＞

① 居宅サービス計画の作成

ご契約者又はご利用者のご家庭を訪問して、ご利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

＜居宅サービス計画の作成の流れ＞



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

・ご契約者及びその家族等に、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

・ご利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者又はご利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者又はご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者又はご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は契約者又はご利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑤関連機関との連携

・介護支援専門員が把握したご利用者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師・薬剤師に必要な情報伝達を行います。

・医療系サービスの利用を検討する際には、主治の医師等の意見を求め、この意見を求めた医師等に対してケアプランを交付致します。

・保険者に対して届け出の必要なケアプランの提出などを行います。

（例：訪問介護の訪問回数が多いケアプランの届け出・軽度者に対する福祉用具貸与費の例外給付の確認）

・入院時の医療機関との連携促進の観点から、ご契約者又はご利用者は入院時に担当する介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供することをお願い致します。

・入退院（退所）やサービス利用においては、医療機関や指定居宅サービス事業者・施設および障がい福祉制度の相談支援員等の関連機関と必要な情報共有・連携を行います。

・当事業所のケアプラン作成における、訪問介護　通所介護　地域密着型通所介護　福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者又はご利用者の自己負担はありません。

但し、ご契約者又はご利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

	居宅介護支援費(Ⅰ) 〈取扱件数40件未満〉	居宅介護支援費(Ⅱ) 〈取扱件数 45 件以上 50 件未満〉 45 件を超えた部分	居宅介護支援費(Ⅲ) 〈取扱件数50件以上〉 45 件を超えた部分
要介護１・２	10,860 円／月	5,440 円／月	3,260 円／月
要介護３・４・５	14,110 円／月	7,040 円／月	4,220 円／月

特定事業所加算（Ⅲ）	3,230 円／月
初回加算	3,000 円／月
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,500 円／月
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000 円／月
退院・退所加算（Ⅰ）イ	4,500 円／回
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6,000 円／回
退院・退所加算（Ⅱ）イ	6,000 円／回
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	7,500 円／回
退院・退所加算（Ⅲ）	9,000 円／回
ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円／月
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円／回
通院時情報連携加算	500 円／月
介護職員等処遇改善加算	所定単位数の 2.1％

以下のような居宅介護支援が行われていない場合は、所定単位数の 100 分の 50 に相当する単位数を算定いたします。2 か月以上継続している場合は算定しません。

イ　居宅サービス計画(ケアプラン)をご利用者及び担当者に交付すること。

ロ　月 1 回、利用者の居宅を訪問し、ご利用者及びご家族に面接して居宅サービス計画状況を把握し、結果を記録すること。

ハ　要介護認定や要介護認定の更新があった場合等において、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の内容について、担当者から意見を求めること。

ニ　ご利用者やそのご家族に対して、ケアプランに位置付ける指定居宅サービス事業者について複数の事業所の紹介を求めることが可能であること、当該事業者を居宅サービスに位置付けた理由を求めることが可能であることの説明を行うこと。

（２）交通費（契約書第８条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、実施地域境界線から、おおむね１キロメートル当たり２０円いただきます。

（３）利用料金のお支払い方法

前記（１）の料金・費用は、１か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに現金でお支払い下さい。

前記（２）の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

６．サービスの利用に関する留意事項

（１）サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

（２）介護支援専門員の交替（契約書第８条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者又はご利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者又はご利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

７．苦情の受付について（契約書第 18 条参照）

（１）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

［職名］介護支援専門員　佐藤　房子

介護支援専門員　浦田　春菜

介護支援専門員　佐々木陽子

○第三者委員

本澤　節子　(0287)22-5480

桜岡　賢治　(0287)23-1130

○受付時間　毎週月曜日～日曜日

８：30～17：30

○受付電話番号　(0287)37-1184

（２）行政機関その他苦情受付機関

那須塩原市役所本庁舎 保健福祉部高齢福祉課	所在地　栃木県那須塩原市共墾社 108-2 電話番号・ＦＡＸ　0287(62)7191・0287(63)8911 受付時間　9:00～16:00
栃木県国民健康保険団体連合会	所在地　栃木県宇都宮市本町 3-9　栃木県本町合同ビル 6F 電話番号・ＦＡＸ　028(643)2220　028(643)5411 受付時間　9:00～16:00

令和　　年　　月　　日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所　栃の実荘

説明者職名　　介護支援専門員　　氏名　　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

住所　　氏名　　印

※この重要事項説明書は、厚生省令第 38 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 4 条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。一部変更になることがありますので、ご了承下さい。

＜重要事項説明書付属文書＞

１．サービス提供における事業者の義務（契約書第 11 条、第 12 条参照）

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

① ご利用者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から５年間保管するとともに、ご利用者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。 ② ご利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。 ③ 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

２．損害賠償について（契約書第 13 条参照）

事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

３．サービス利用をやめる場合（契約書第２条、第４条参照）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の２日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第２条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 13 条参照）

① ご利用者が死亡した場合 ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合 ③ ご利用者が介護保険施設に入所した場合 ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合 ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合 ⑥ ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。） ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者又はご利用者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 15 条、第 16 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者又はご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 15 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合
④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 17 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

① ご契約者又はご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
② ご契約者又はご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
（例：職員、他利用者へのハラスメント行為・暴力行為・迷惑行為等）

4　その他

（１）虐待の防止について

虐待防止を図るための指針を整備し、委員会の開催、職員研修等を定期的に実施していきます。虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、保険者へ報告します。

（２）業務継続計画の策定について

感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的にするための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、必要な研修および訓練、定期的な見直しやひつように応じての変更を行います。